

令和6年12月19日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

串間市長 島田俊光

市町村名 (市町村コード)	串間市 (45207)	
地域名 (地域内農業集落名)	高松地区 (東高松・西高松)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年10月23日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

高松地区は、串間市中心部から西へ約3.5kmに位置し、水田において早期水稻、施設ミニトマト、飼料作物等の作付け、畑において施設みかん・中晩柑・ぶどうの作付け、繁殖牛の飼育が行われているが、鳥獣被害の増加、農地の排水対策、農道整備などが大きな問題となっている。また、担い手については認定農業者(6名)が確保できているが、10年後には担い手が減少することが懸念される。

【地域の基礎的データ】

農業者:21人(うち50歳代以下2人)、組織経営体:なし

(2) 地域における農業の将来の在り方

高松地区には、地区内の農地の保全を目的として設立した高松地区環境保全組合が存在しており、この地域組織等が中心となって、担い手への農地集積及びその保全に取り組む。

また、高松地区は、早期水稻や飼料作物のほか、高収益作物として施設ミニトマト・みかん・中晩柑・ぶどうの作付けが行われており、また繁殖牛の優良産地となっている。引き続き、産地の維持・発展を図りつつ、新しい取組として収益性の高い作物(特に土地利用型作物)の導入を検討していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	58.84 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	26.64 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	32.20 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

多面的機能支払制度に取り組んでいる範囲を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用し、認定農業者等の担い手を中心に農地の集積・集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地区内の農地については、所有者の意向を踏まえた上で農地中間管理機構に貸し付けし、その農地を担い手に集積・集約していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
高松地区については、農地の大区画化のほか、排水対策、農道・水路の再整備が必要であることから、国・県補助事業の活用を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地区内の多様な経営体が農業経営を展開できるよう、高松地区環境保全組合が中心となつてがサポートを行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地区内担い手による作業受託(水稻・飼料作物)を進め、農作業の効率化等を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣被害防止対策については、電気柵の設置で被害防止を図るとともに、串間市猟友会との連携による駆除を進める。
- ③地区内でスマート農業に関する研修を行いながら、必要に応じて実践していく。
- ⑨農地の有効活用を図るため、農地の大区画化及び排水対策、農道整備を検討していく。